

令和8年度「イクボス・女性活躍企業拡大促進事業」
企画運營業務委託仕様書

1. 委託業務名

令和8年度「イクボス・女性活躍企業拡大促進事業」企画運營業務

2. 委託業務の目的及び概要

島根県では、高校卒業時の進学や大学等卒業時の就職等により若年層の流出が顕著であり、近年は1,000人程度の社会減となっている。また、労働力人口における女性の就業率が高い一方で、「働き続けにくい」と感じる女性の割合は約6割であり、子育て世帯の1日あたりの家事・育児・介護時間は、男性は女性の約3分の1と少なく、女性に負担が偏っている。

こうした状況を改善するためには、若い世代や女性が自らの能力を発揮し、働きがいのある職場を増やすとともに、長時間労働や休暇の取りにくい働き方を見直し、男女とも育児・介護休業等を取得しやすく、子育てや介護に応じた柔軟な働き方ができる環境を整えることが必要である。

本業務では、職場における働き方改革に積極的に取り組み、従業員がいきいきと活躍できる職場を実現する経営者・管理職である「イクボス」や、女性活躍等に積極的に取り組む企業の取組や精神の普及により、誰もが安心して働き続けることができる職場環境づくりの推進を図る。

受託者は、事業の趣旨を踏まえ、以下記載の事項を遵守し業務を実施すること。

3. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4. 委託業務内容

以下の6つの事業の実施にあたり必要となる業務全般を実施すること。

なお、主催は島根県としまね働く女性きらめき応援会議とする。

(1) 経営者・管理職の意識改革セミナー（イクボスセミナー（意識編））

「イクボス」の求められる背景や必要性など、経営者や管理職の理解促進を目的に実施する。働きやすい職場環境づくりにおける自社の課題に気づきを得ることで(2)のセミナーへの参加に誘導する。

- | | |
|--------|--|
| ①日 時 | 令和8年8月6日（木）13:30～16:30
島根県知事の出席を予定するため、上記日時に開催すること |
| ②場 所 | ホテル白鳥 鳳凰の間（松江市千鳥町20）。オンラインでの配信も必須とする |
| ③対 象 | 島根県内企業・団体等の経営者・管理職またはその候補者等 |
| ④内 容 | ・知事としまねイクボスネットワーク加入企業代表者（2者を想定）及び講師とのトークセッション
・講師による基調講演（講師は提案により決定） |
| ⑤そ の 他 | ・講師は会場に登壇可能な講師を選定すること。（オンラインでの登壇は不可）
・トークセッション登壇者について、企業の経営者に限定せず、管理職も可とし、1名は可能な限り女性経営者又は管理職とする。また、企業の東西エリア balan |

スを考慮すること。

(2) 経営者・管理職の行動改革セミナー（イクボスセミナー（行動編））

(1)のセミナーを踏まえ、「イクボス」に求められるマネジメント手法や企業課題の解決のための具体的な取組内容など、経営者や管理職の行動促進を目的に実施する。

- ①日時・回数 令和9年1月までに4回以上のセミナーを実施
- ②場 所 県東部及び西部で各2回以上開催すること（連続セミナーとする必要はない）
- ③対 象 島根県内企業・団体等の経営者・管理職またはその候補者等（働き方改革を行う総務人事部門の担当者を含む）
- ④内 容 講師による講義とコーチング、参加者同士のグループワーク等を想定
開催時間は120分～150分程度／回
以下の2つのテーマを盛り込むセミナー実施を必須とする
ア 職場におけるアンコンシャス・バイアスの理解促進
イ 介護と仕事の両立支援
- ⑤そ の 他
 - ・講義部分についてはイクボスネットワーク加入企業のみを閲覧対象としたアーカイブ配信に対応すること（動画撮影～配信媒体への掲載・公開管理は受託者にて行うこととし、イクボスネットワーク加入企業への周知は県にて行うことを想定）
 - ・テーマや対象者を絞り、自社で即座に実行に移すことのできるようなセミナーの内容を提案すること
 - ・④アのセミナーについては、セミナー参加者が自社内で意識・行動変容に向けた取組を実施するための相談支援などのフォローアップを行うこと

(3) 先進企業視察付きセミナー

「イクボス」や女性活躍に積極的に取り組む企業を会場に、取組視察や従業員との意見交換を交えた視察付きセミナーを開催する。

- ①日時・回数 令和9年1月までに東部・西部で各1回実施すること
- ②場 所 視察先企業（可能な限り(1)のトークセッション登壇企業の2社とする）
- ③対 象 島根県内企業・団体等の経営者・管理職、総務・人事担当者等
- ④内 容 視察先企業の事例発表、社屋等見学、視察先企業の従業員を交えた意見交換
開催時間は120分～150分程度／回
- ⑤そ の 他 視察先に十分な駐車スペースがないことが想定されるため、参加者の移動手段の確保に留意すること。また、視察という形式にこだわらず、先進企業の取組を学べる機会を提供し、(1)及び(2)の参加企業の取組を見直すことができるような方法を提案すること（(2)(3)のセミナーと合わせて実施することを含む）を妨げない。

(4) 若者・女性の声を集める場の設置

若手社員や女性社員の生の声を企業経営に反映し、定着を図ることを目的に実施する。

若手社員や女性社員が、仕事やキャリアに関する悩みごとを共有し、対話を通じてモチベーション

アップや職場での実践に繋げるため、異業種の同世代と交流する機会を設けることを想定しているが、意見を深掘りすることができるのであれば、集合形式の交流会の開催とは異なる方法を提案することを妨げない。

また、この事業で寄せられた意見を、(2)のセミナー又は(5)の交流会の内容に盛り込み、経営者・管理職等に自社の職場の課題解決に向けた行動変容を促すような仕掛けを図ること。

[集合型交流会の場合の実施方法]

- ①日時・回数等 令和9年1月までに1回以上実施し、開催エリアは指定しないが、多くの参加者が見込まれる日時や場所を設定すること。
- ②対 象 島根県内企業の20代～30代の社員（30名想定）
- ③内 容 参加者同士のグループワーク等を想定
(セミナー等とする必要はないが提案は妨げない)
開催時間は90分～120分程度/回
- ④そ の 他
 - ・多くの若手社員に参加してもらえるような募集方法を提案すること。
 - ・幅広い業種かつ多くの若手社員に参加してもらえるようグループワーク以外の内容も追加提案することを妨げない。
 - ・具体的な若手社員の声が集約できる方法を提案すること。

(5) しまねイクボスネットワーク企業交流会

「しまねイクボスネットワーク」の加入企業（令和8年3月末時点：104社）を対象に、取組事例の共有や改善に向けた意見交換などを含む企業交流会を実施する。

- ①日時・回数 令和9年2月までに実施すること
- ②場 所 加入企業が参加しやすい会場とすること
- ③対 象 「しまねイクボスネットワーク」加入企業の代表者及び当該企業で働く従業員
- ④内 容 参加者同士での交流や学びあいに資する内容
開催時間は150分～180分程度
- ⑤そ の 他 ネットワーク加入のメリットを実感でき、企業同士の交流を図ることで自社の取組を見直すことができるような方法を提案することを妨げない。
しまね働く女性きらめき応援会議ワーキングチームメンバーやネットワークに既加入の企業の協力を仰ぎ加入企業の参加を呼びかけること。

[(1)~(5)の具体的な業務内容]

項目	内容
企画・広報	<ul style="list-style-type: none"> ・各セミナー等の企画・立案（セミナータイトルを含む） ・事業実施に当たって必要なスケジュール作成及び進行管理 ・広報チラシ※₁の作成・印刷・発送（(5)を除く） ・その他、参加者募集に係る広報※₁の実施（(5)を除く）
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者※₂及び講師、ファシリテーター等との連絡調整 ・開催に必要な会場、付属設備、機材、掲示物等の手配

	<ul style="list-style-type: none"> ・当日の進行台本等の作成※₂ ・配付資料の準備（講師等との調整）
実施	<ul style="list-style-type: none"> ・会場設営、機材設置、資料配付等 ・各セミナー等の運営、司会進行※₃ ・講師・ファシリテーター・登壇者対応（謝金等の支払いを含む） ・参加者へのアンケートの実施及び結果集計 ・各セミナー及び交流会の開催結果の報告
参加者管理	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者募集に関する申込み受付、問い合わせ対応 ・参加者との連絡調整 ・各セミナー及び交流会の参加者名簿の作成（セミナーごとに作成） ・当日の参加受付、参加者の出欠・参加状況の確認

※1 広報については、(6)の業務と連動して以下の事項に留意の上実施すること

- ①県と連携の上、「しまね働く女性きらめき応援会議」の構成団体を通じ関係企業への周知を図ること
- ②各セミナーの案内先として、下記の登録・認定・加入企業（約 600 社）等の情報を事前に提供する
 - ・しまね女性の活躍応援企業
 - ・しまね子育て応援企業「こっころカンパニー」
 - ・しまねイクボスネットワーク加入企業
- ③これまで「イクボス」や女性活躍等の取組への関心の低い企業、ネットワークへの加入者が少ない地域や業種を中心に広く参加者を集めるため、50社以上の企業訪問活動を行うこと
- ④広報チラシについては、①～③を踏まえ関係機関や企業に対し一斉に送付を行うのではなく、適当な印刷物数を検討すること。県への納品は pdf 形式によるデータ納品を必須とし、印刷物の納品部数は県と協議の上決定する

※2 (1)については、事前に県と協議・調整の上、別途指示する期日までに進行台本を完成させて当日に使用する資料とともに県に提供すること

※3 各セミナー等について、当日の司会進行等一部の役割を主催者が行う場合があるため、詳細は県と協議の上決定する

(6) しまねイクボスネットワーク広報業務

「しまねイクボスネットワーク」への加入促進に資する広報業務を行う

- ①ネットワーク加入企業を取材の上、好事例を発信する広報業務を実施する
- ②(1)(2)(3)のセミナーにおいて、ネットワークへの加入を誘引する
- ③「しまね大交流会 2026」（令和 8 年 1 1 月 7 日（土）松江市で開催予定）に「しまねイクボスネットワーク」として出展し、参加者及び他の出展者に情報発信を行う
- ④その他ネットワーク加入企業を増やすための効果的な広報業務を提案すること

5. 委託料上限

7,603 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※(6)③の出展負担金 50,000 円（予定）を含む。

※(2)④アのセミナーについては、他の事業との共通部分を除き、所要額を詳細に見積もること。

6. 業務実施に係る留意事項

- (1) 受託者は、業務全体の進行管理や県との連絡調整を行うための実施責任者や担当者等を選任すること。
- (2) 業務実施にあたって必要なスケジュールを作成し、進行管理を行うこと。
- (3) 各セミナー及び交流会については、島根県と「しまね働く女性きらめき応援会議」の主催により実施するものであり、主催者の意向を反映させるため、それぞれの日程や内容等について受託者の決定後、県との協議の上決定するものとする（提案内容からの変更を求める場合がある）。
- (4) 受託者は当該委託事業に係る支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、委託事業が終了した日の属する年度の翌年度から5年間保管すること。

7. 著作権等

業務により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）その他の権利は、県に帰属するものとする。

8. 二次使用について

本業務において制作されたコンテンツ（作成したデザインデータ、受託者が撮影した写真、受託者が編集した映像等）は、下記媒体において無償で二次使用が可能とすること。

- (1) 県もしくは県が指定する者が作成・運営するウェブサイト、紙媒体及びデジタルサイネージ等
- (2) その他、県が目的達成に効果的と認める媒体

9. その他

この仕様書に定めるもののほか、実施にあたり疑義を生じた場合は、県と受託者双方で協議の上決定する。